

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について

冒頭に西川副委員長より、今回の企業会計基準委員会にて、問題がなければ実務対応報告公開草案の公表の議決を行いたい旨の説明があり、続いて、秋葉統括研究員から、前回の企業会計基準委員会(平成18年4月25日開催)で使用した資料からの主な変更点について説明があった。

(1) 前回委員会で提案した追加記載案の挿入

前回委員会での追加記載案に沿って、実務上の取扱いをより明確化するために、「出資者が投資事業組合の業務執行権の100分の40以上を有していない場合でも、出資額(又は資金調達額)の大部分を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の大部分を享受又は負担する場合には、業務執行権の過半の割合を有する者が独立して方針決定をしていない限り、通常、当該業務執行権の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当し、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当すること」との記述が追加された。

しかし、「ベンチャーキャピタル(VC)が投資事業組合を通じて出資している投資先を子会社としていない場合でも、当該投資事業組合自体については、VCの子会社に該当する」とした前回の追加記載案については、いわゆるVC条項に係る問題であり、今後必要に応じて検討することとして、今回は追加されなかった。

(2) 投資事業組合の投資先の連結

今後必要に応じて検討することとして、投資事業組合の投資先の連結に関する記述は削除された。

委員等からの主な発言及びそれに対する事務局の回答は以下のとおりである。

- ・ 委員から、上記(1)について、これは、反証により覆る可能性のある「推定規定」か、その可能性のない「みなし規定」かとの確認があった。これに対しては、合理的な反証があれば覆られるので、推定規定であるとの説明があった。
- ・ 金融庁から、本実務対応報告案は、会社を念頭においた実質支配力基準・影響力基準の枠組みの延長線上で、投資事業組合についての表現に置き換えたものであるが、会社と組合では支配の実態が異なるため、より実質的な取扱いを吟味しなければ、最近の問題に対処しきれないのではないかと懸念が示された。これに対しては、そもそも現行の連結原則等においても、投資事業組合が連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれることは明らかであり、最近の問題へも十分に対処できるとみられるため、現行の基準をより明確にする目的で作成されたものであるとの回答があった。

質疑応答を踏まえた審議の結果、表現等においては、なお検討の余地があるため、次回の企業会計基準委員会(平成18年5月30日開催予定)で、その修正を踏まえて議決を行うこととされた。

以上